

令和4年8月30日

総務大臣

寺田 稔 殿

日本放送協会

会長 前田 晃 伸

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更に関する  
認可申請について

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準を変更することとしたいので、放送法第20条第9項及び放送法施行規則第12条の3の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 変更しようとする実施基準及びその概要

実施基準の変更内容は別紙「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」のとおりであり、放送法第20条第2項第3号の業務（以下「3号業務」といいます。）の内容および料金その他の提供条件等に関する規定について、所要の変更を行うもの。

2 変更しようとする理由

3号業務として新たな業務を開始するため、必要な見直しを行おうとするもの。

3 実施しようとする期日

令和5年4月1日

【添付書類】

- ・インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠（別添1）
- ・「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について【2022年6月14日公表資料】（別添2）
- ・NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方【2022年8月30日公表資料】（別添3）

(別紙)

## NHKインターネット活用業務実施基準 変更案

※下線部分は変更部分

現 行	変更案
<p data-bbox="165 416 549 450"><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p> <p data-bbox="181 530 355 564">(業務の内容)</p> <p data-bbox="165 589 831 965"><b>第29条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者(放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。))に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p data-bbox="197 987 831 1189">一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p data-bbox="197 1211 831 1413">二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p data-bbox="197 1503 831 1592">三 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p>	<p data-bbox="855 416 1238 450"><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p> <p data-bbox="871 530 1045 564">(業務の内容)</p> <p data-bbox="855 589 1520 965"><b>第29条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者(放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。))に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p data-bbox="887 987 1520 1189">一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p data-bbox="887 1211 1520 1480">二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 <u>(次号に掲げる場合を除く。)</u> 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p data-bbox="887 1503 1520 1928">三 <u>邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合</u> <u>邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</u></p> <p data-bbox="887 1951 1520 1995">四 <u>その他特に公益上の意義があると認める場</u></p>

現 行	変更案
<p>2 &lt;略&gt;</p>	<p>合 当該公益上の意義に合致する放送番組等 2 &lt;同左&gt;</p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第31条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 &lt;略&gt;</p> <p>4 &lt;略&gt;</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第31条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。<u>ただし、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者</u>に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、<u>第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き</u>、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 &lt;同左&gt;</p> <p>4 &lt;同左&gt;</p>
附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>総務大臣の認可を受けた日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年1月11日</u>に総務大臣の認可を受けた基準は、<u>前項に定める日の前日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年10月17日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和5年3月31日</u>をもって廃止する。</p>
<p>(地上テレビ常時同時配信の段階的实施)</p> <p><b>第2条</b> 当分の間、<u>第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行うことがあり、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行	変更案
<u>支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</u>	
(第15条の受信契約の範囲) <b>第3条</b> <略>	(第15条の受信契約の範囲) <b>第2条</b> <同左>
(機器等の動作検証のための措置) <b>第4条</b> <略>	(機器等の動作検証のための措置) <b>第3条</b> <同左>
(実施基準の見直し) <b>第5条</b> <略>	(実施基準の見直し) <b>第4条</b> <同左>

(別添1)

## インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」において、3号受信料財源業務の実施に要する費用に関する事項については変更しないこととしているが、その算定根拠は以下のとおりである。

### ア 実施に要する費用

年額1億円を超えない額と見込まれる。

### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

### ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。同条第3号に定めるところにより新たに行う放送番組等の提供（以下、「本件提供」という）については、現在インターネット活用業務以外の業務として実施している外国放送事業者への提供の業務および費用の実績等を勘案した。

本件提供は新たな業務であり、また3号対象事業者との合意により実施するものであるから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるが、業務の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して算定した。

主な費用は、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費であり、1億円を超えないと想定される。

費用の計上にあたっては、新たな業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る経費は、費用の特性に応じてそれぞれの業務に配賦すべきものであることを前提に、外国動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、外国放送事業者への提供の業務規模等を踏まえて費用を算定した。外国放送事業者への放送番組の提供のために実施している業務の一部は、本件提供において追加的な費用が発生しない場合でも、共通の費用として配賦して整理することを想定している。

なお、本件提供においては、提供先事業者から対価を得ることも想定されているが、これは「実施に要する費用」を賄うものではなく、提供に要する費用はすべて「実施に要する費用」に含まれる。

本件提供を除く業務については、平成27年度～令和2年度の実施実績は、災害等の緊急時における情報提供2件（口永良部島噴火関連ニュース（27年度）、北海道で震度7関連ニュース（30年度））、協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するための提供0件、その他公益上特に意義がある場合の提供1件（NHKワールドラジオ日本（タイ語）の提供（27年度～））であり、費用実績はいずれの年度も0億円であった。しかしながら、本業務は実施基準第29条に定めるとおり、災害等の緊急時や国際放送の視聴機会拡大等に係る業務として必要性がある場合に実施するものであり、具体的な金額規模の算定は困難であるが、一定程度の支出（国内配信に係るコンテンツ制作関連費、配信関連費、国際配信に係る業務関連費、設備関連費、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費）を伴う形で業務を実施する可能性は常にあることから、費用を算定した。

以上を踏まえ、3号受信料財源業務全体の実施に要する費用は、年額1億円を超えない額と見込まれる。

## 「NHK インターネット活用業務実施基準」の変更について

NHKは、在外邦人向けサービスのために一日24時間提供しているNHKの放送番組(「NHKワールド・プレミアム」)を外国の動画配信事業者に提供できるようにするため、「NHKインターネット活用業務実施基準」を変更することを検討しています。

### 【変更の理由】

現在の「NHKワールド・プレミアム」は、NHKが日本国内で放送している番組を外国の放送事業者に提供しているもので、提供先事業者のケーブルテレビや衛星放送サービスを通じて在外邦人の方々に日本語の番組を視聴していただいています。近年メディア環境が変化し、多チャンネルのサービスを放送だけで行う事業者が減って、インターネットで動画配信を行うサービスが増えています。「NHKワールド・プレミアム」を放送事業者だけでなく動画配信事業者にも提供することで、在外邦人がNHKの番組をご覧いただける機会を広げたいと考えています。これを実現するため、「NHKインターネット活用業務実施基準」に新たな規定を設けます。

### 【変更の概要】

今回実施しようとしている業務については、放送番組等を他の事業者提供業務(3号業務)のうち、高い社会的意義があると認められるものとして、受信料を財源として実施する業務(3号受信料財源業務)に位置付けます(第29条)。これまで「3号受信料財源業務」では、提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていましたが、無料での配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまう一方、有料サービスであっても提供の意義があると考えられることから、この業務に限っては有料サービスへの提供もできるようにします。ただし、提供の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスへの提供の場合には提供先事業者に一定の負担を求める規定も設けます(第31条)。

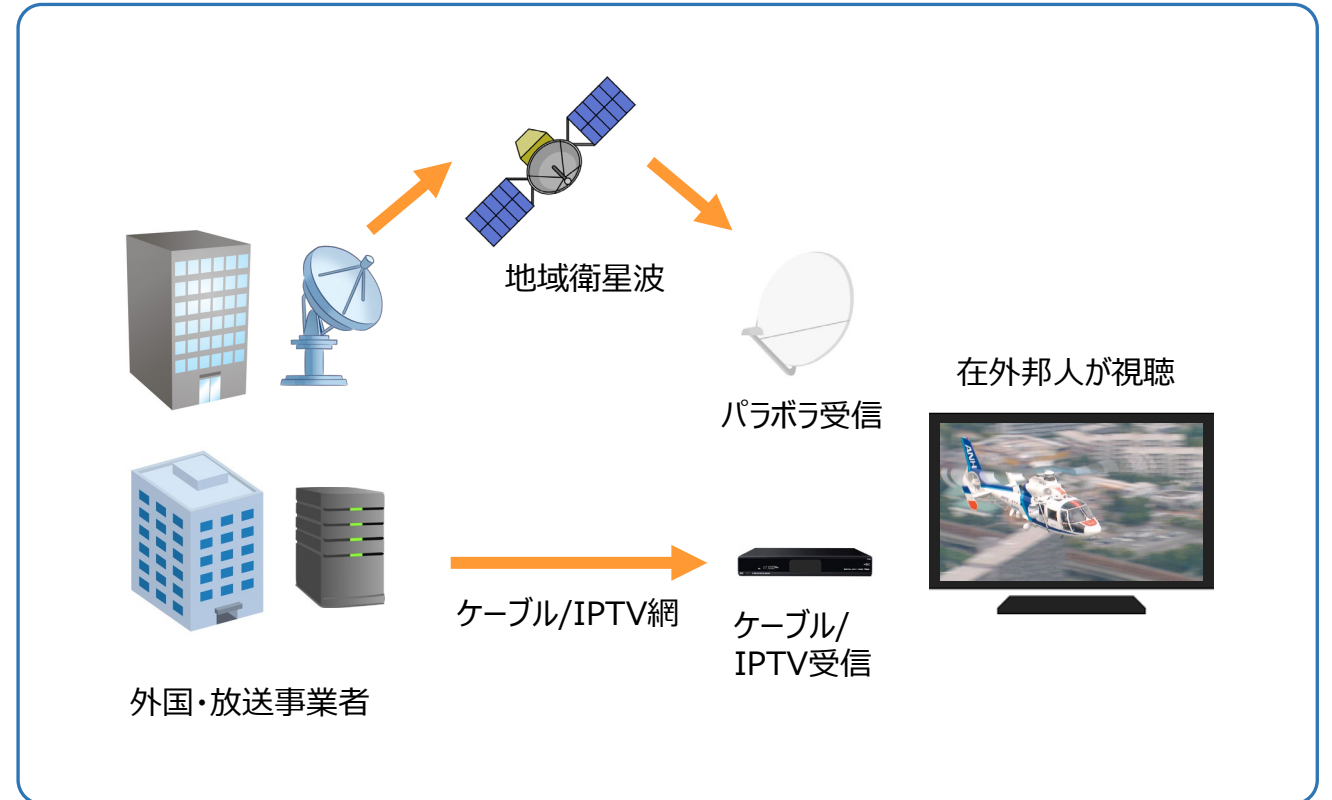
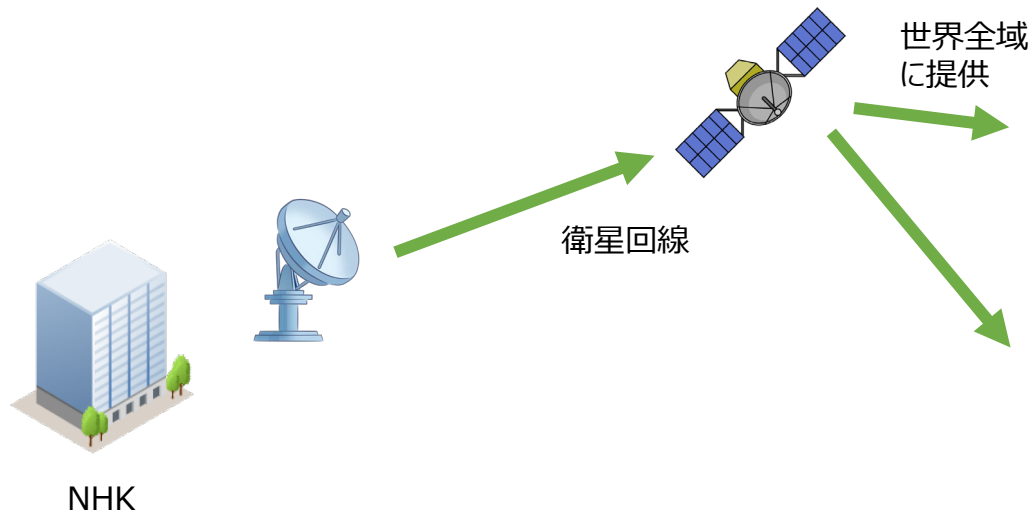
この新たな業務を含め、「3号受信料財源業務」の実施に要する費用は、年額5億円を超えないものとします(第32条)。実施に要する費用の算定根拠は、別添の「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」とおりです。

変更後の「NHKインターネット活用業務実施基準」の施行期日は令和5年4月1日とします(附則第1条)。また、この機会に役割を終えた時限的な規定を廃止します(附則第2条)。

## NHKワールド・プレミアム（現状）

海外に住んでいる日本人や、海外旅行中の日本人に向けニュースや情報番組のほか、ドラマ、音楽番組、子ども番組スポーツ中継などを放送している日本語チャンネル

24時間編成で、世界の100以上の国・地域の約2000万世帯で視聴可能



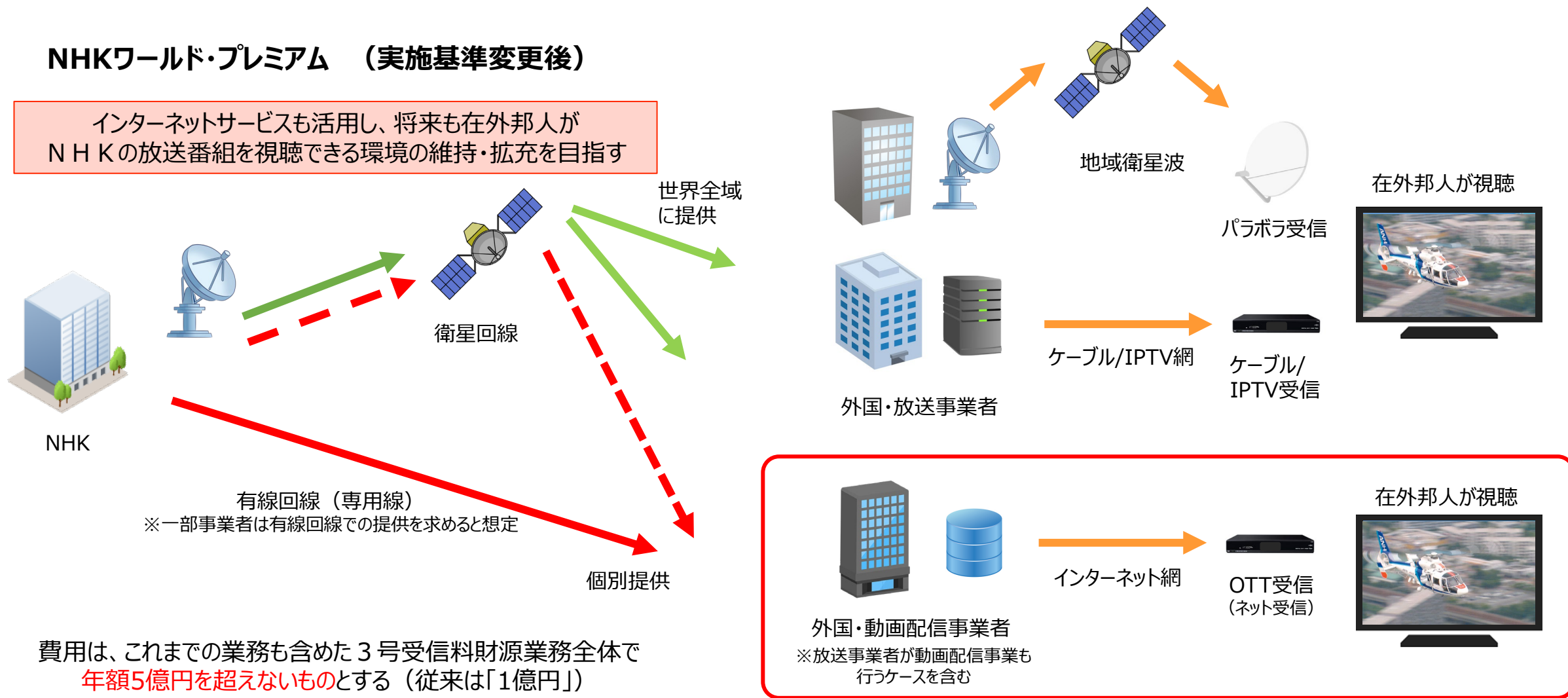
インターネットサービスが伸長し、世界的に放送による多チャンネルサービスの利用者は減少傾向  
放送事業者がインターネット事業に進出・転換する例や、サービスをやめる放送事業者も出ている

※一部の番組はNHKサイトで直接全世界に無料で配信（日本を除く）。2022年度の配信時間はおよそ1日4時間



## NHKワールド・プレミアム（実施基準変更後）

インターネットサービスも活用し、将来も在外邦人がNHKの放送番組を視聴できる環境の維持・拡充を目指す



費用は、これまでの業務も含めた3号受信料財源業務全体で年額5億円を超えないものとする（従来は「1億円」）

業務の実施により新たに発生する費用（有線回線での配信費用など）のほか、他の業務と共通に係る費用は適切に配賦して計上し、あわせて5億円を超えない

▼提供先が「動画配信事業者」…インターネット活用業務に該当

※一部の番組はNHKサイトで直接全世界に無料で配信（日本を除く）。2022年度の配信時間はおよそ1日4時間

## 外国動画配信事業者への提供は「3号受信料財源業務」に位置付け

### 「3号受信料財源業務」

放送番組等を他の事業者へ提供する業務（3号業務）のうち、高い社会的意義が認められるもの

### これまでの「3号受信料財源業務」

- 1 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うため
- 2 国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するため
- 3 その他特に公益上の意義があると認める場合

NHKは事業者に対価を求めず、  
事業者は利用者に対して無料で提供することが条件



### NHKワールド・プレミアムの外国動画配信事業者への提供

在外邦人に安心・安全情報を届けるため、受信料を財源として  
利用者にとって低廉で使いやすいサービスを提供

- 無料サービスに限定すると提供先の事業者を確保できないため、  
有料サービスを実施する事業者へ提供できる
- 利益を得る提供先事業者にも一定の負担を求めるため、  
NHKが提供先事業者に対価を求めることができる



（参考）「3号有料業務」・・・ビデオ・オンデマンド事業者等に有料で放送番組等を提供する業務。収入で費用を賄う。

(別添3)

## NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方

**実施期間** 2022年6月15日(水) ～ 2022年7月14日(木)

**ご意見の件数** 54件 (放送事業者等団体2件、個人52件)

### **提出者**

放送事業者等：2件 (提出順。名称は提出名による)

(株)テレビ愛媛、日本民間放送連盟

個人：52件

**寄せられたご意見** 別紙のとおり

寄せられたご意見を踏まえて検討した結果、変更素案からの修正は行いませんでした。

## 【インターネット活用業務実施基準変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

条項	ご意見	NHKの考え方
第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等	外国に滞在する日本人にNHKの放送番組を届けるために動画配信サービスへの番組提供の規定新設に賛成する。 【個人】 （個人からの類似する意見：5件）	○賛同のご意見として承ります。
第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等	インターネット活用範囲を広げることに反対。（中略）有料放送にも関わらず「受信料を持ち出してまで実施する」と言及することに危険性を感じる。国内受信料負担者は何一つメリットのないのに、誰が得をするのか。 【個人】 受信料を財源として受信料を支払っていない方への利便性を高めるという発想は極めて理解を得難いと考えます。実施に対する費用は一切認めず、すべて有料配信とし費用のすべてをまかなう必要があります。 【個人】 国内向けは受信料を原資とする費用での制作が適切ですが、国際放送や外部へ提供する放送素材に関わる収支は、審議された国の予算を使うべきだと考えます。 【個人】 （個人から類似する意見：5件）	○日本語による邦人向けの国際放送は、受信料を主な財源として実施するNHKの必須業務として放送法に定められており、在外邦人に日本語によるサービスを届けることはNHKの重要な責務の一つです。 ○NHKは、これに加え、日本語のテレビ番組を外国の放送事業者に提供することによって、在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。 ○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の使途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等</p>	<p>・ 外国の動画配信事業者への「NHKワールド・プレミアム」の番組提供を、対象事業者から対価を得て行う「3号有料業務」ではなく、受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分だと考えます。・ 今回実施しようとしている業務を「3号受信料財源業務」とする理由について、同資料は「高い社会的意義があると認められる」と述べていますが、本件変更案は受信料の用途の拡大であり、視聴者・国民に対し丁寧かつ具体的な説明が求められます。「3号受信料財源業務」の対象を限定列挙する第29条第1項に関する今般の変更は、今後起こりうる対象業務の変更等の参考とされることから、丁寧な対応が望まれると考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○これまでNHKは、「NHKワールド・プレミアム」を外国の放送事業者に提供することによって在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。</p> <p>○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の用途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。</p> <p>○なお、仮に「3号有料業務」として実施する場合、インターネット活用業務に係る区分経理の考え方に基づき、提供に要する費用を賄うに足る収入となるよう対価を設定することになりますが、そのような対価の水準では、地域によっては対象事業者と合意できない、あるいはサービスの利用料金が高額となるなど、在外邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難になるおそれがあると考えています。</p>
<p>第5部3号 受信料財源 業務 第31条料 金その他の提 供条件</p>	<p>・ 第31条の変更は、「3号受信料財源業務」においてNHKは3号対象事業者に対価を求めず、3号対象事業者は利用者に利用の対価を求めないとする原則を曲げることになります。有料サービス事業者への番組提供と、NHKからの対価請求を可能とすることで、緊急・災害時の動画配信事業者への番組提供などを想定していた「3号受信料財源業務」の性格を変質させるおそれがありますので、例外を設けることとした背景などについて丁寧な説明が必要です。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供において、提供先事業者のサービスを無料サービスに限定すると、提供可能な事業者の数が十分に見込めず、在外邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難と判断しています。</p> <p>○またNHKから事業者に対価を求めるのは、提供先事業者が有料でサービスを提供する場合に限定しており、受信料を財源とする番組提供によって事業者が利益を得ることを考慮したものです。</p> <p>○なお、3号業務のうち受信料を財源として実施することが適当なものを「3号受信料財源業務」として実施するのであって、提供条件等については、それぞれの業務の具体的な内容に即して設定すべきものと考えています。今回実施しようとする業務で対価を求めることを可能にしても、「3号受信料財源業務」の性格を変質させるものではないと考えます。</p>

<p>第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 29 条 業 務の内容 等 第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 31 条 料 金その他の提 供条件</p>	<p>海外に在住する人、特に日本人に対して国内の情報を伝えることは、NHKとしての役割の一つであることは理解できます。今回の変更概要に“無料で配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまう一方、有料サービスであっても提供の意義があると考えられる”、“有料サービスへの提供の場合には提供先事業者に一定の負担を求める規定も設けます”と記載されていますが、その具体的な条件や課金基準は記載されておらず、NHKにおいては有償提供の基準や想定される収入見込み等を提示し広く周知し、国民の理解を得たうえで検討すべき事案と考えます。国民が支払った受信料を財源として実施する業務（3号受信料財源業務）とすることで、国内での本来の受信料財源事業の質・量が低下することは絶対にあってはならないと考えます。</p> <p>【(株)テレビ愛媛】</p>	<p>○「NHK ワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供については、有料サービスを実施している事業者への提供を想定しています。事業者を求める対価を含めた具体的な提供条件については、その地域の在外邦人の数や、事業者の規模（加入者数）、有料サービスの料金水準も考慮する必要があり、一律の基準を設けるのではなく、各事業者と合意したところにより提供することとしています。</p> <p>○対価の多寡に関わらず、3号受信料財源業務の実施に要する費用が過大なものにならないよう、「年額5億円を超えない」と定め、この範囲で業務を行う考えです。</p>
--	--	---

<p>第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 32 条 業 務実施に要す る費用</p>	<p>5 億円に増額することに反対。衛星放送での配信が減っているの であれば、まずはその予算をいくらに減額するのか提示すべき。ネ ット配信 5 億円、衛星放送は現状維持では説明がおかしい。</p> <p>【個人】 (個人から類似する意見：5 件)</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方にに基づき、今回 実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用 に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、 動画配信事業者への提供の費用と位置付けるもの を計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などで あり、1 億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛 かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施 する方針です。</p> <p>○②は編成・運行業務や衛星回線による提供など、これまで実施し ている「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供 等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算 によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費 用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費 用は 1 億円を超えないと見込んでいます。5 億円が新たにかかる ということではありません。</p> <p>○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務 などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の 向上に取り組んでいるところです。</p>
---	---	---

<p>第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 32 条 業 務実施に要す る費用</p>	<p>・ 第 32 条を変更し、「3号受信料財源業務」全体で年額 5 億円を超えないものとしていますが、費用の上限を従来の 5 倍とすることは異例です。今回実施しようとしている業務に関する動画配信事業者の想定数など具体的な事業イメージを示し、想定費用の妥当性を説明すべきものと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方にに基づき、今回実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、動画配信事業者への提供の費用と位置付けるものを計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などであり、1 億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施する方針です。</p> <p>○②は編成・運行业務や衛星回線による提供など、これまで実施している「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費用は 1 億円を超えないと見込んでいます。5 億円が新たにかかるということではありません。</p> <p>○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の向上に取り組んでいるところです。</p>
---	---	--



<p>第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 32 条 業 務実施に要す る費用</p>	<p>N H K インターネット活用業務実施基準の変更に対立です。現時点でも国外で受信料を払わない方が、「24 時間編成で、世界の 100 以上の国・地域の約 2000 万世帯で視聴可能」で十分です。その視聴手段数が減っても国内の受信料負担者は困りませぬ。また、NHK は「高い社会的意義が認められるもの」といっていますが、この放映手段を変えることで実際視聴数は何名増えるのでしょうか？費用対効果が全くみえませぬ。</p> <p>【個人】 (個人からの類似する意見：2 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語による邦人向けの国際放送は、受信料を主な財源として実施する N H K の必須業務として放送法に定められており、在外邦人に日本語によるサービスを届けることは N H K の重要な責務の一つです。</li> <li>○ N H K は、これに加え、日本語のテレビ番組を外国の放送事業者に提供することによって、在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。</li> <li>○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の用途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。</li> <li>○現在の「N H K ワールド・プレミアム」は、約 2000 万世帯で視聴可能ですが、全て衛星放送やケーブルテレビを通じた放送での視聴です。今後インターネットへのシフトが進めば、視聴可能な世帯が減ったり、地域よって視聴できなくなったりすることが考えられ、こうしたことを防ぐためにも動画配信事業者への提供が必要と考えています。</li> <li>○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の向上に取り組んでいるところです。</li> </ul>
---	---	---

<p>第 5 部 3 号 受信料財源 業務 第 32 条 業 務実施に要す る費用</p>	<p>第 32 条 実施に要する費用は、年額 5 億円を超えないものとする。 上記に反対です。やるのであれば、現状の年額 1 億円でできる範囲にとどめるべきです。5 億円も予算枠が増えれば不正経理の温床になりかねず、今の NHK 体制では賛成できません。</p> <p>【個人】 (個人から類似する意見：2 件)</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方にに基づき、今回実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、動画配信事業者への提供の費用と位置付けるものを計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などであり、1 億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施する方針です。</p> <p>○②は編成・運行業務や衛星回線による提供など、これまで実施している「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費用は 1 億円を超えないと見込んでいます。5 億円が新たにかかるということではありません。</p> <p>○公金にまつわる不正は公共メディアの職員として許されない行為であり、再発防止に努めてまいります。</p>
---	--	--

<p>附則 第 2 条 地上テレビ常 時同時配信の 段階的实施</p>	<p>附 則の第二条を勝手に削除するのはおかしいと思います。削除理由を明確にして国民の意見を求めるべきです。 【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の附則第 2 条は、地上テレビ常時同時配信の段階的实施についての規定です。</li> <li>○地上テレビ常時同時配信については、本則第 14 条第 3 項の表の 2 において 1 日 24 時間（放送休止時間帯を除く。）行うことを規定していますが、これまで附則第 2 条の規定に基づいて提供時間を限定し、1 日 17 時間程度～19 時間程度実施してきました。</li> <li>○2022 年度から、地上テレビ常時同時配信の提供時間の限定を終了し、本則の規定どおり 1 日 24 時間（放送休止時間帯を除く。）実施しています。</li> <li>○附則第 2 条は役割を終えたことから、今回の実施基準の変更に際し削除する考えです。</li> </ul>
---	---	--

## 【インターネット活用業務および実施基準全体に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>過去長く海外で生活した経験があり、また、海外出張も多く、その時のNHKワールド・プレミアムは「今の日本本」を知る貴重な存在でした。ただ、いつも残念に思ったのは「放送権の関係で視聴できません」と、映像が静止画等になり、観たい映像が視聴できなかったことです。特にスポーツ関連の映像は、ほとんど観ることができませんでした。オリンピックの放送等はほぼ全滅でした。ぜひ、今後放映権取得の際、これら海外向け動画配信でも視聴できるような対策を取っていただきたい。</p> <p>【個人】 （個人から類似する意見：2件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の外部映像等については、権利の関係上、海外での放送・配信ができない場合があるため、やむを得ず映像・音声を配信しない措置を取ることがありますが、可能な限り海外でもご覧いただけるよう権利者等と交渉を行っています。</li> <li>○オリンピック・パラリンピック等の映像につきましては、限られた分数ではありますが、ニュースで映像をご覧いただけるようになりました。</li> <li>○今後ともサービスの向上に取り組んでいきたいと考えています。</li> </ul>
<p>NHKのネット対応についてはとても良い取り組みだと考えています。NHKプラスについては、自宅以外でのNHK視聴を可能とし、特に外出先でのスマホ視聴が可能となったことは意義深いと感じています。さらにアーカイブ化されたことでディレイ視聴も可能となり、利便性が高まったと考えます。また、NHKニュース防災アプリは、臨時ニュースや緊急通報などの即時性に優れており、公営放送としての役割を十分に果たしていると感じます。放送業界をリードし、ますますの活躍を期待しています。</p> <p>【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット活用業務全般について肯定的なご意見として承ります。</li> </ul>
<p>海外居住の息子家族にもNHKプラスが視聴できるようにして欲しいです。小さな幼児がいますので日本語の勉強にもなります。</p> <p>【個人】</p> <p>BSプレミアムとBS1もNHKプラスでも見られるようにしてほしい。</p> <p>【個人】 （個人からの「NHKプラス」に関するご意見：3件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</li> </ul>

<p>NHK プラスを視聴しています。しかし、その番組途中や、現在この放送は視聴できないというような放送で、中断となったり、観る事が出来なかつたりとします。</p> <p>【個人】 (個人から類似する意見：2件)</p>	<p>○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
--	------------------------------------

## 【NHK全般に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
受信料制度の在り方	○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
放送番組など広く番組内容や編集に関するご意見	○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

## 【意見募集に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
「ご意見は1人もしくは1団体1件とさせていただきます」と回答数に制限を設けるのは、大変横暴な態度ではありませんか？ 【個人】 (個人から類似した意見：1件)	○広く一般にご意見を募集する趣旨と考慮しており、ご意見は提出していただく1件に記載していただくようお願いします。

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載。